

第9章. 投資

投資財産の設立段階及び設立後の内国民待遇及び最恵国待遇、投資財産に対する公正衡平待遇並びに十分な保護及び保障、特定措置の履行要求（現地調達、技術移転等）の原則禁止、正当な補償等を伴わない収用の禁止等を規定している。

また、投資家と国との間の紛争の解決（ISDS）のための手続も規定している。

我が国にとってメリットが大きいと考えられる投資章の主な規定は、以下のよう
なものである。

（1） 投資財産の設立段階及び設立後の内国民待遇及び最恵国待遇

（2） 投資家に対する特定の措置の履行要求の禁止（例：ローカルコンテンツ要求、技術移転要求、投資家が締結するライセンス契約に関するロイヤリティ規制の禁止※、特定技術使用要求の禁止等）

※例えば、特定のロイヤリティ率の採用を義務づけることの禁止

（3） ISDS手続の採用

※EPA未締結国（米国、カナダ、ニュージーランド）及び豪州について新たに採用

※日本が締結済みのEPAでカバーされていない分野例

- ・マレーシア：内国民待遇違反や特定措置履行要求違反は従来対象外。
- ・シンガポール：最恵国待遇違反は従来対象外。
- ・オーストラリア：日・豪EPAではISDSを採用せず（再協議）。
- ・インフラ整備等に関する国と投資家との間の契約（投資に関する合意）の違反も原則ISDSの対象になる。

（4） 地方政府の措置に関する国家間協議メカニズムの導入

米国、カナダ、オーストラリア等の連邦制国家では州政府が多くの規制を行っているところ、地方政府による協定違反の投資規制に対して国家間で対応策を協議するメカニズムを新たに導入。

ISDS手続に関しては、例えば、以下のような濫訴抑制につながる規定が置かれている。

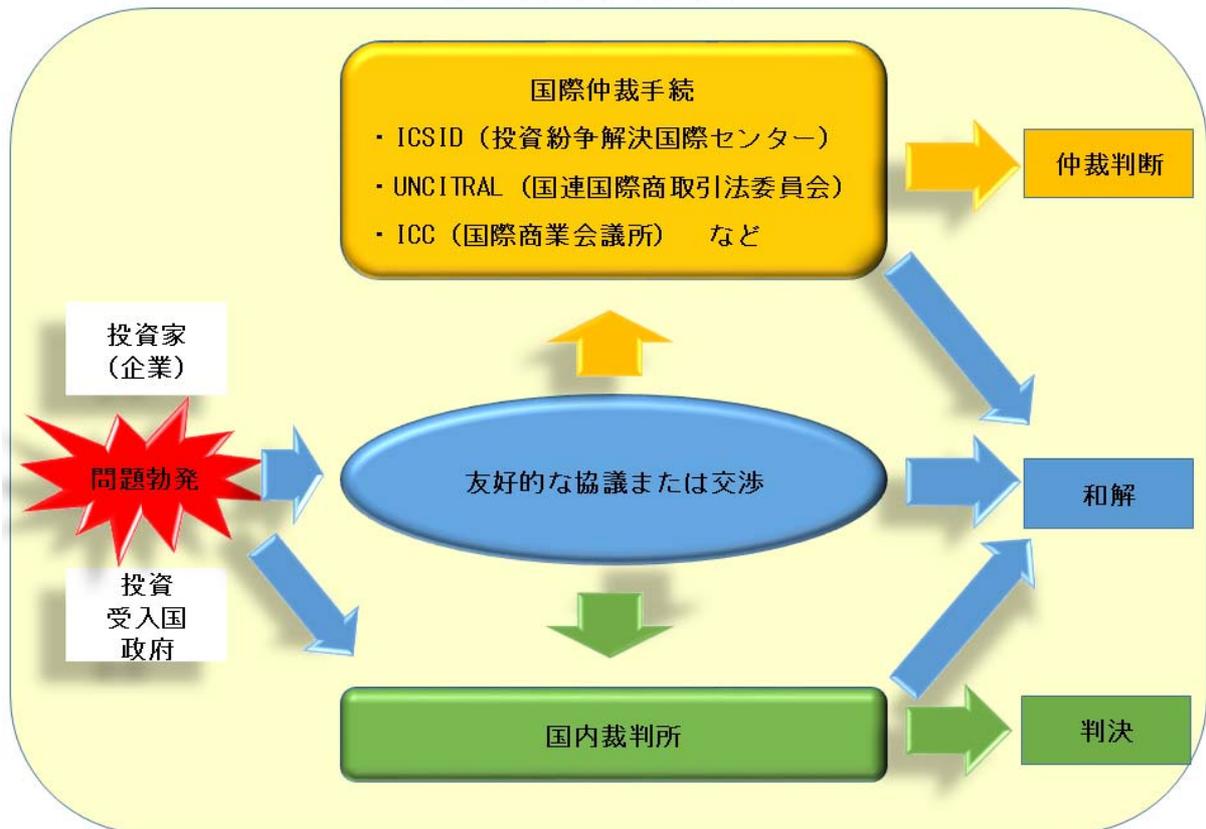
- 仲裁廷は、国家の義務違反の有無を判断する段階に至る前に、訴えが仲裁廷の権限の範囲外であるとの被申立国による異議等について決定を行う。
- 全ての事案の判断内容等を原則として公開することを義務付ける。
- 申立て期間を一定の期間に制限する。

また、TPP協定投資章において、投資受入国が正当な公共目的等に基づく規制措置を採用することが妨げられないことが確認されている。

なお、日本がこれまで締結してきた投資関連協定（投資協定及びEPA投資章）にも、TPP協定の投資章に類似する規定は見られるが、本章は下記の点で意義を有する。

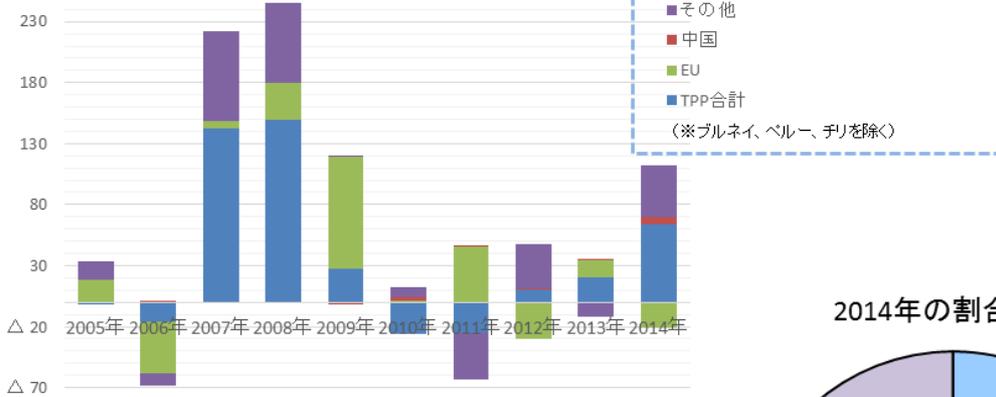
- (1) 米国、カナダ及びニュージーランドとの間では、これまで投資関連協定が締結されていないため、これらの国における我が国投資家の保護のための国際法上の枠組みは、TPP協定の投資章によって初めて提供される。
- (2) 既存の投資関連協定の中には、特定の事項について投資家保護が定められていないものもある（例：日・豪EPAにはISDSが含まれていない。）が、TPP協定の投資章はその規律範囲が包括的であるため、こうした既存の協定を補完する機能を果たす。
- (3) 新たな特定措置の履行要求を禁止する等、これまでの投資関連協定に含まれていなかった規定が含まれている。

紛争解決の枠組み

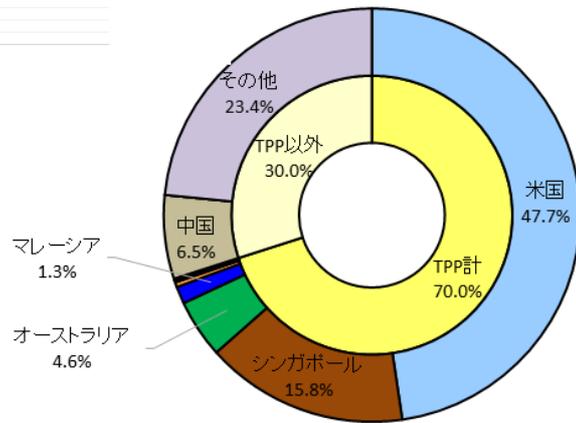


我が国の国別対内直接投資額推移(フロー)

(億ドル)



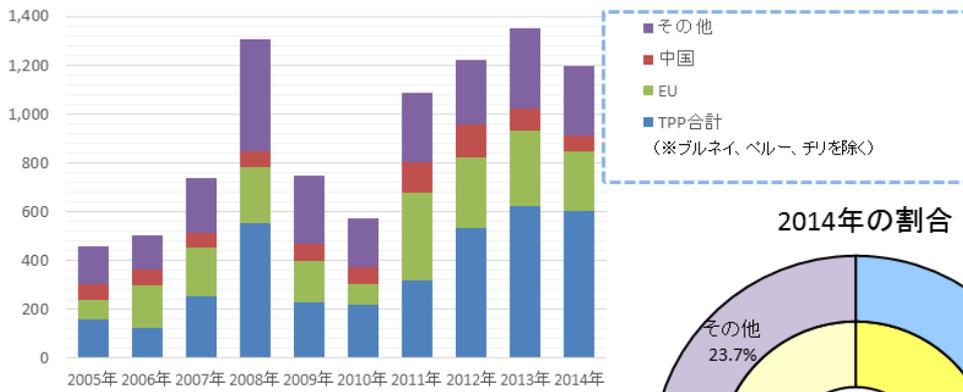
2014年の割合



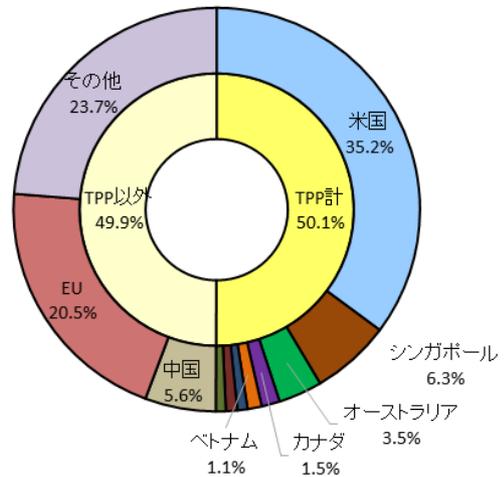
出典: JETRO直接投資統計より作成

我が国の国別対外直接投資額推移(フロー)

(億ドル)



2014年の割合



出典: JETRO直接投資統計より作成